

参考資料

2024年1月17日（水）
こども家庭庁

次世代育成支援対策施設整備交付金

令和6年度当初予算案 67億円 + 令和5年度補正予算 62億円（令和5年度当初予算 67億円）

1 事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム

事業概要	整備内容	対象施設
①通常整備		
児童養護施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕（一部改修、アスベスト処理工事等）、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備	・助産施設 ・職員養成施設 ・自立援助ホーム ・ファミリーホーム ・一時預かり事業所 ・地域子育て支援拠点事業所 ・利用者支援事業所 ・子育て支援のための拠点施設 ・市区町村子ども家庭総合支援拠点 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター ・児童厚生施設（児童館） ・児童相談所一時保護施設 ・産後ケア事業を行う施設 ・障害児入所施設 ・児童発達支援センター ・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所 ・居宅訪問型児童発達支援事業所 ・保育所等訪問支援事業所 ・障害児相談支援事業所 ・こども家庭センター ・里親支援センター ・社会的養護自立支援拠点事業所 ・妊産婦等生活援助事業所 ・児童育成支援拠点事業所 ・子育て短期支援事業専用施設
②耐震化等整備		
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	※R5補正予算より下線の施設・事業を対象に追加

【令和5年度補正予算より実施する拡充事項】

- 産後ケア事業の施設整備費について、補助率を1／2→2／3に嵩上げを行う。
- 地域における「こどもの居場所」として児童館の機能・役割を十分に発揮するため、中・高校生世代に対応するなどの機能強化を図る児童館の施設整備について、補助率を1／3→1／2に嵩上げを行う。
- 令和6年4月に施行される改正児童福祉法により創設される施設・事業所（上記対象施設欄参照）の補助対象への追加や、児童相談所一時保護施設における小規模ユニットケアの推進、第3期障害児福祉計画の基本方針に掲げる成果目標の達成に向けた児童発達支援センター等の施設整備の更なる推進に要する経費について確保する。
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策について、「経済財政運営と改革の基本方針2023」を踏まえ、耐震化整備、非常用自家発電設備整備、ブロック塀等改修整備、水害対策強化に必要な予算を確保する。

3 実施主体等

【設置主体】都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等 【補助割合】定額（原則国1/2相当、児童館は原則国1/3相当）

一時保護におけるこどもの状況等に応じた個別ケアの推進等環境改善

<児童入所施設措置費等国庫負担金>

令和6年度予算案：1,485億円の内数（令和5年度当初予算額：1,392億円の内数）

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度予算案：177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

1 事業の目的

- 一時保護においても、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境において、こどもの個別性を尊重した適切なケアを提供できるようにすることが、こどもたちを守るために喫緊の課題となっている。
- また、一時保護施設のこどもたちは通学が困難な場合が多く、学校の授業についていけないこどもも多くいることから、一時保護施設において、習熟度に応じた効果的な学習が可能な環境を整備することが必要である。
- このため、こどもの状況・特性に合わせた適切なケアが提供できるよう、一時保護施設における小規模ユニットケアの推進、家庭的な個別ケアを提供できる一時保護委託先の開拓や心理面でのサポートを行うとともに、一時保護施設で生活するこどもの学習支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

（1）一時保護施設における小規模ユニットケアの推進

家庭的環境のもと、こどもの状況等に合わせたケアを推進する観点から、一時保護施設において小規模ユニットケア（※）を実施するために必要な経費の補助を行う。

※小規模グループ（概ね6人以下）を一つの生活単位（ユニット）として分けし、1ユニットごとの専用の居住空間、専任の職員を配置することで、小規模生活単位の家庭的雰囲気できめ細やかなケアを実施

（2）一時保護委託先の開拓・一時保護委託先への心理面でのサポートの実施

- ・ 多様な一時保護委託先を確保し、家庭的・開放的な環境でケアを推進するため、一時保護委託先の開拓を行う職員（リクルーター）の配置に要する経費を補助を行う。
- ・ 一時保護委託先においても心理的ケア等の専門的なケアを実施できるよう、一時保護委託先を巡回してサポートを実施する職員の配置に要する経費を補助する。

（3）一時保護施設で生活するこどもの学習支援の強化

一時保護施設において、学校との連携によりリモート授業の受講や習熟度に応じたタブレット学習が可能となるようタブレット、学習アプリ等の導入に要する経費の補助を行う。

3 実施主体等

【補助基準額】

児童入所施設措置費等国庫負担金

- ・ 小規模ユニットケアの推進 ユニット1か所当たり（年額）：約7,000千円 ※地域区分等により変動あり

児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金

- ・ 一時保護委託先開拓（基本分） 1自治体当たり：5,882千円
（加算分①） 1自治体当たり：1,349千円（管内児童相談所1か所あたりの年間平均一時保護委託件数が150～199件）
（加算分②） 1自治体当たり：1,923千円（管内児童相談所1か所あたりの年間平均一時保護委託件数が200～249件）
（加算分③） 1自治体当たり：2,496千円（管内児童相談所1か所あたりの年間平均一時保護委託件数が250件以上）
- ・ 一時保護委託先への心理的サポート 1自治体当たり：5,647千円
- ・ こどもの学習支援強化 一時保護所1か所当たり：1,000千円

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」(平成27年10月 総務課長通知)の概要

【通知発出の背景】

心に深い傷を負った子どもに対して面接を行う際は、十分な配慮を要し、子どもの心理的負担の一層の軽減及び子どもから聞き取る話の内容の信用性確保が重要であるため。

【趣旨】

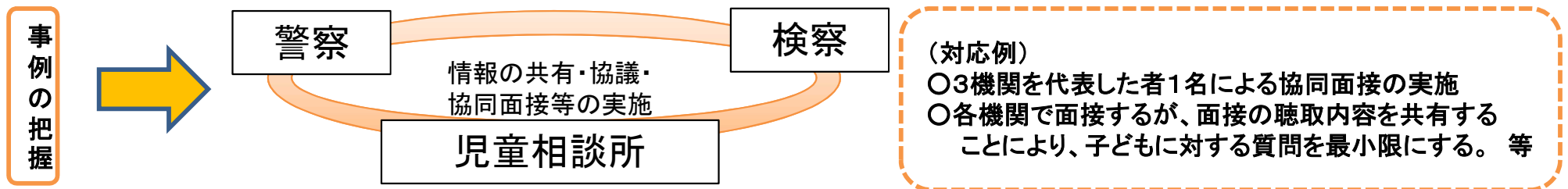
子どもの心理的負担の一層の軽減及び子どもから聞き取る話の内容の信用性確保のため、3機関が連携を強化し、個別事例に応じて、協同面接の実施を含め、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等について3機関で協議・実施する取組を試行的に実施する。

【協議対象事例】

児童相談所において把握した事例： 刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例など、児童相談所において、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等について、3機関で協議することが必要と判断した事例
警察・検察において把握した事例： 刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例など、警察・検察において、要保護児童として児童相談所の関与が必要と判断した事例

【3機関による情報共有及び協議】

- 協議することが必要と判断した事例について、可能な限り速やかに3機関で情報提供
- 子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等を3機関で協議
- 面接において、協同面接の実施など負担軽減方策を実施



【その他】 状況に応じて、効果的に行われるよう実施方法を適宜見直す。

新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランのポイント

(令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)

「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和4年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めるとともに、児童虐待防止対策を更に進めていくため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定する。

対象期間：令和5年度から令和8年度まで

＜児童相談所＞	令和4年度実績		目標	増員数
				令和5・6年度で
児童福祉司	5,780 人程度	→	6,850 人程度 (令和6年度)	+ 1,060 人程度
				令和5～8年度で
児童心理司	2,350 人程度	→	3,300 人程度 (令和8年度)	+ 950 人程度

(注) 令和4年改正児童福祉法によるこども家庭センターについて、令和6年度の発足に向け、必要な体制等について検討を行うとともに、令和5年中に設置目標を定める。

※ 令和4年改正児童福祉法による一時保護開始時の司法審査の令和7年度までの導入を含め、「児童虐待防止対策の更なる推進について」等を踏まえ、必要に応じ、本プランの見直しを検討する。

<児童入所施設措置費等国庫負担金（児童保護費負担金、児童保護医療費負担金）>

令和6年度予算案：1,485億円（1,392億円）※（）内は前年度当初予算

令和5年度補正予算：40億円

1 事業の目的

都道府県等が児童福祉法に基づき児童養護施設等へ入所等の措置を行った場合、又は母子生活支援施設、助産施設若しくは児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の利用を希望する者の申し込みにより都道府県等と契約して入所した場合等に、その措置等に要する費用及び母子保護の実施、助産の実施若しくは児童自立生活援助の実施等に要する費用として、都道府県等が支弁した経費の一部を国が負担する。

2 事業の概要

1. こども未来戦略に基づく新規・拡充事項

（1）施設入所児童等の自立支援の充実

児童養護施設等入所児童の自立を促進するため、大学受験費用を支弁し、大学進学等自立生活支度費及び就職等支度費について、保護者の不在や虐待等の理由により経済的援助を受けられない場合の加算の増額（令和5年度単価 198,540円 → 令和6年度単価 413,340円）を行う。

また、自立援助ホームの一般生活費の単価の引き上げ（令和5年度単価 11,690円 → 令和6年度単価 55,271円）を行う。

（2）施設入所児童等の習い事や授業の環境変化に対応するための拡充

児童養護施設等入所児童の教育機会の拡充を目的として、習い事やスマートフォンを用いた学習環境の整備に要する費用として「教育費」及び「特別育成費」をそれぞれ5,000円増額する。

（3）ケアニーズの高い児童を受け入れている施設への個別対応職員の配置

障害等を有するケアニーズの高い児童を受け入れている自立援助ホーム、ファミリーホームに個別対応職員を配置する。

（4）こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進のための支援

新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得を促進するため、資格取得者を児童養護施設等に配置する場合に、月額20,000円の手当を支給する。

（5）一時保護施設における小規模ユニットケアの推進

一時保護施設に入所するこどもの状況・特性に合わせたケアができるよう、一時保護施設の小規模ユニットケアを実施する。

<令和5年度補正予算>

○ 令和5年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の person 費の改定

児童養護施設等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じ処遇改善を行う。

2 事業の概要

2. 令和4年改正児童福祉法に基づく新規・拡充事項

(1) 里親支援センターの創設

里親支援事業を行うほか、里親及びファミリーホームに従事する者、その里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする里親支援センターの運営に要する経費を支弁する。

(2) 児童自立生活援助事業の対象拡充

児童自立生活援助事業について、実施場所や一律の年齢制限の弾力化により対象の拡大を行う。

(3) 在宅指導措置の委託等に係る費用の義務的経費化

児童相談所長及び都道府県知事が児童福祉法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定する指導を児童家庭支援センター等の民間施設へ委託する際にかかる経費及び市町村による家庭支援事業の利用措置にかかる経費を支弁する。

(4) 一時保護施設の配置改善

新たに一時保護施設独自の設備・運営基準を策定することに伴い、児童指導員等の配置改善や、専門職（看護師、学習指導員、心理療法担当職員）の配置など、一時保護施設の環境改善を図る。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市 ※ ただし、母子生活支援施設や助産施設への入所、保育等の措置の場合、市町村を含む。

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市：1/2 （上記のただし書きの場合、国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4）

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

こどもまんなか
こども家庭庁

あなたしか 気づいてないかも そのサイン (期間中の標語)

こども家庭庁では、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止のための広報・啓発活動に集中的に取り組めます。
なお、この取組は、11月の「秋のこどもまんなか月間」の取組の一つとして実施します。

※平成16年度から令和4年度までは厚生労働省において「児童虐待防止推進月間」として実施。



特設WEBサイトの公開

こどもや子育て世代にも分かりやすい構成で制作します。



※細部は変更の可能性があります



こどもの虐待防止推進全国フォーラムwithおかやま と 第16回オレンジリボンフォーラム (岡山市オレンジリボンキャンペーン実行委員会) の合同開催

児童虐待問題や体罰等によらない子育てを学ぶ機会に。さらに、こどもや子育て世代が参加できるような場に。

開催日 令和5年11月23日(木/祝日)
時間 14時00分～17時30分
開催場所 岡山芸術創造劇場 ハレノワ
(〒700-0822 岡山県岡山市北区表町3-11-50)

オンラインでのリアルタイム配信も予定。



タイアップコンテンツ

東京スカイツリー®、J R岡山駅、岡山市内のデジタルサイネージなどをオレンジ色に彩ります。

ほかにも、各種業界とのタイアップ企画を実施します。



©TOKYO-SKYTREE



児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」、
「親子のための相談LINE」
ポスターやリーフレット ⇒ 全国の自治体等に一齐配布 (10月下旬)
お知らせ動画 ⇒ 配信

「子育て」や「家庭」に対して温かく接することができるようなイメージで制作しました。

また、動画をデジタル広告等で配信します。



©GACHAMUKKU



詳しくは[こちら](#)をご覧ください ⇒



児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。
※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。
※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）